

青森県報

第二千九百九号

平成二十年
三月十九日
(水曜日)

目次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………	(税務課) …… 一
新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………	(市興課) …… 一
右 同……………	(同) …… 一
右 同……………	(同) …… 二
右 同……………	(同) …… 二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(健康福祉課) …… 二
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 三
特定計量器の定期検査の実施……………	(商工政策課) …… 三
補助金等の交付に関する事務の地域県民局長への委任の一部改正……………	(農林水産政策課) …… 四
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 四
道路の供用の開始……………	(同) …… 六
都市計画事業計画の変更認可……………	(都市計画課) …… 七

告

示

青森県告示第二百九号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
株式会社八藤	藤本 清八郎 藤本 和則				南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡二〇	平成二〇・三・二二

青森県告示第二百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、平内町長から平内町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を平内町大字茂浦字月泊に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡平内町大字茂浦字月泊六の一、六の二、二一、五一から五三までの地先公有水面埋立地 五、六九九・五四平方メートル

青森県告示第二百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、平内町長から平内町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を平内町大字清水川字和山に編入する旨の届出があったので、同法第

九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡平内町大字清水川字和山一―二から一―四までに隣接する公有水面埋立地並びに九〇の二、九〇の五の地先公有水面埋立地 一、五九〇・五三平方メートル

青森県告示第二百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、平内町長から平内町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を平内町大字清水川字和山に編入する旨の届出があつたので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第一項の規定により告示する。

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡平内町大字清水川字和山九〇の二、九〇の三に隣接する公有水面埋立地並びに字和山八六の一、八六の二、八六の五から八六の七まで、八六の九から八六の一―二まで、八六の二〇、八六の二一、八六の二三、八六の三四、八六の三五、大字口広字水須二の一、二の二、二の三、二の三八、二の八四、二の八五の地先公有水面埋立地 二四、〇〇〇・四八平方メートル

青森県告示第二百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、蓬田村長から蓬田村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を蓬田村大字瀬辺地字田浦に編入する旨の届出があつたので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第一項の規定により告示する。

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字田浦三の一、四、六、三三三六の五、三三三六の一〇、三

三六の四一、三三三六の四三、三三三六の四四、三三三六の六六、三九六の一、三九七の一の地先公有水面埋立地 一五、〇〇三・四六平方メートル

青森県告示第二百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分		年月日
						名称	所在地	
		株式会社 東北産業	株式会社 ダイワ ビス	居宅介護事業者	居宅介護 の種類	名称	所在地	
		三戸郡五戸町 大字豊間内 地蔵平一 六五	三戸郡五戸町 字銀杏木 四五	訪問介護	訪問介護	名称	所在地	
		訪問看護 センター 訪問看護 センター ビス	ダイワ ケア	居宅介護事業者	居宅介護 の種類	名称	所在地	
八戸市 市字左 一ノ六 ンクサ ンクサ 五号	八戸市 市字左 一ノ六 ンクサ ンクサ 五号	八戸市 市字左 一ノ六 ンクサ ンクサ 五号	三戸郡五戸町 字中道八 九	訪問看護	訪問介護	名称	所在地	平成 一九・〇・一〇
八戸市 市字左 一ノ六 ンクサ ンクサ 五号	八戸市 市字左 一ノ六 ンクサ ンクサ 五号	八戸市 市字左 一ノ六 ンクサ ンクサ 五号	三戸郡五戸町 字中道八 九	訪問看護	訪問介護	名称	所在地	
八戸市 市字左 一ノ六 ンクサ ンクサ 五号	八戸市 市字左 一ノ六 ンクサ ンクサ 五号	八戸市 市字左 一ノ六 ンクサ ンクサ 五号	三戸郡五戸町 字中道八 九	訪問看護	訪問介護	名称	所在地	
八戸市 市字左 一ノ六 ンクサ ンクサ 五号	八戸市 市字左 一ノ六 ンクサ ンクサ 五号	八戸市 市字左 一ノ六 ンクサ ンクサ 五号	三戸郡五戸町 字中道八 九	訪問看護	訪問介護	名称	所在地	

変更後	変更前	変更後	変更前
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	訪問介護	
	〃	訪問介護	
八戸市売市一丁目二の二七	八戸市売市一丁目二の二七	八戸市大字売市左水門下	八戸市大字売市左水門下
	二〇・二・一		一七・一〇・一四

青森県告示第二百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
有限会社 ダイワ・ ビス	有限会社 ダイワ・ ビス	介護予防事業者 名称 主たる事務所 所在地
三戸郡五戸町 字銀杏木一 の四五	三戸郡五戸町 字銀杏木一 の四五	介護予防 の種類
介護訪問	介護訪問	介護予防事業所 名称 所在地
ケアイワ・ ダイワ	ケアイワ・ ダイワ	三戸郡五戸町 字上新井田一 の二二
三戸郡五戸町 字道八の九	三戸郡五戸町 字道八の九	変更 年月日
	平成 一九・〇・二〇	

変更後	変更前
	株式会社 東北産業
	三戸郡五戸町 大字豊間内 六蔵平一八 五
	〃
	訪問介護
八戸市売市一丁目二の二七	八戸市大字売市左水門下
	二〇・二・一

青森県告示第二百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
有限会社 サク ラメディツク	有限会社 サク ラメディツク	居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所 所在地
三戸郡五戸町 字道八の九	三戸郡五戸町 字道八の九	居宅介護支援事業所 名称 所在地
三沢市中央町 三丁目七の二	三沢市中央町 三丁目七の三	変更 年月日
	平成 一九・九・三	

青森県告示第二百十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

〃	五月二十二日	〃	〃	〃	五月二十一日	〃	五月二十日	〃	五月十九日	五月十六日	〃	〃	五月十五日	五月十四日	平成二十年五月十三日	実 施 期 日
午前十一時三十分から 午前十二時まで	午前九時三十分から 午前十時まで	午後三時から 午後三時三十分まで	午後二時から 午後二時三十分まで	午後一時三十分から 午後二時三十分まで	午前九時から 午前十時まで	午後一時から 午後三時まで	午前九時から 正午まで	午後二時から 午後三時三十分まで	午後一時三十分から 午後二時まで	午前九時三十分から 正午まで	午後三時から 午後三時三十分まで	午後二時から 午後二時三十分まで	午前九時三十分から 午前十時まで	午前九時三十分から 正午まで	午後二時から 午後三時三十分まで	
尻労漁村センター	入口集会所	砂子又多目的集会施設 ふれあいの館	石持地区活力倍増センター	目名集会所	大畑加工冷蔵協同組合事務 所前	大畑庁舎車庫		木野部地区公民館	正津川地区公民館	川内庁舎前	戸沢地区公民館	褰川地区公民館	宿野部地区公民館	脇野沢地域交流センター	滝山地区生活福祉センター	実 施 場 所
															検査対象 区域	
															むつ市	

〃	〃	五月二十三日	〃	〃
午前十一時三十分から 正午まで	午前十一時三十分から 午前十二時まで	午前九時三十分から 午前十時まで	午後一時三十分から 午後二時三十分まで	午後一時三十分から 午後二時三十分まで
岩屋漁業協同組合	白糠漁業協同組合 老部支所	小田野沢漁業協同組合	尻屋漁業協同組合	白糠漁業協同組合
				東通村

青森県告示第百二十八号

平成十九年四月一日青森県告示第百六十三号（補助金等の交付に関する事務の地域民局長への委任）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号中「青森県生産振興総合対策事業等補助金交付要綱」を「青森県生産振興総合対策事業補助金交付要綱」に改める。

青森県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年四月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年四月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一〇二号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
		十和田市大字奥瀬字尻辺山一から 十和田市大字奥瀬字尻辺山一まで	平成二〇・三・一九

9	8	7			
県道	県道				
吹上金屋黒石線	碓ヶ関大鰐停車場線				
平川市新館藤巻三九の五から 平川市新館後野九一の一まで	南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢六四の二から 南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢一二六の一まで	南津軽郡大鰐町大字島田字ソベコ沢一〇五の二から 南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢六四の二まで			
後	前	後	前	後	前
二〇四・一〇〇メートルから	二〇四・一〇〇メートルから	九五・〇〇メートルから	五四・〇〇メートルから	五四・〇〇メートルから	一〇四・五〇メートルから
九四・〇〇メートル	九四・〇〇メートル	一三二・〇〇メートル	六〇三・五九メートル	六〇三・五九メートル	六三七・〇〇メートル

一〇四号	国道三三八号	県道弘前平賀線	県道道前浄法寺線
三戸郡田子町大字田子字下田子下毛平三三の一から 三戸郡田子町大字田子字下田子下毛平一の一まで	むつ市桜木町二〇の一六から むつ市大字大湊字水上ノ内新取道四九の七〇まで	弘前市大字富田三丁目五の四から 弘前市大字御幸町一七の四まで	三戸郡田子町大字茂市字川倉平一〇の八三から 三戸郡田子町大字茂市字川倉平一〇の八三まで 三戸郡田子町大字茂市字川倉平一〇の三〇から 三戸郡田子町大字茂市字川倉平一〇の三〇まで
二〇・三・一九	二〇・三・一六	二〇・三・三三	〃

県道 夏泊公園線	東津軽郡平内町大字東田沢字横峰四二の二から東津軽郡平内町大字東田沢字小湊越六八の二七まで	"
-------------	--	---

青森県告示第二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸市計画公園事業の事業計画の変更を平成二十年三月十日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
八戸市
- 二 都市計画事業の種類
八戸市計画公園事業（三・三・十七号館鼻公園）
- 三 事業施行期間
平成八年十二月十八日から平成二十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
平成十六年三月十日青森県告示第百六十四号の事業地のうち大字湊町字館鼻地内において事業地を変更する。
 - 2 使用の部分
変更なし

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭